

集中対策期間における対策について

道内の感染状況

- ・ 本道は、感染の再拡大の兆しがうかがえるとともに、医療提供体制は、依然として厳しい状況を脱しておらず、感染者の増加した場合、医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念される。
- ・ 全国的な感染拡大の中、道内の再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1か月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に、感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講ずる。

感染拡大防止に向けた施策

◎集中対策期間

令和3年1月16日（土）～2月15日（月） [1か月間]

◎協力要請のポイント

<道民及び道内に滞在している皆様への要請>

- **緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来**を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ **札幌市内**においては、**不要不急の外出**を控える
 - ・ **札幌市との不要不急の往来**を控える
- できる限り**同居していない方との飲食**は控える

<事業者の皆様への要請>

- **札幌市内全域の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等**について、**午前5時から午後10時まで営業時間の短縮**

一段の感染拡大等、今後の状況によっては**更に強い措置**を講ずる。
なお、**札幌市における対策の緩和**については**感染状況に応じて段階的**に行うが、必要な対策については、**道の警戒ステージ3相当以下**に下がるまで続ける。